

# 配布資料一覧

平成22年7月9日

- ・ 座席表
- ・ 資料1 議事次第
- ・ 資料2 出席予定者名簿
- ・ 資料3 行政透明化検討チームWGヒアリング説明者
- ・ 資料4 警察庁説明資料
- ・ 資料5-1 外務省説明資料
- ・ 資料5-2 外務省説明資料 (別添)
- ・ 資料6 防衛省説明資料
- ・ 資料7 法務省説明資料
- ・ 資料8 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

説明資料

## 行政透明化検討チーム WG

### 議事次第

日時：平成22年7月9日（金） 14:00～17:00

場所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

1. 開会
2. 警察庁ヒアリング（30分）
3. 外務省ヒアリング（30分）
4. 防衛省ヒアリング（30分）
- ～休憩（10分）～
5. 法務省・最高裁判所ヒアリング（30分）
6. 情報公開・個人情報保護審査会事務局ヒアリング（30分）
7. 閉会

## 行政透明化検討チームWG出席予定者名簿

## 行政透明化検討チーム座長代理

弁護士

三宅 弘

立教大学教授

渋谷 秀樹

桜美林大学講師

中島 昭夫

慶應義塾大学教授

橋本 博之

筑波大学大学院教授

藤原 静雄

日本大学教授

松村 雅生

情報公開クリアリングハウス理事

三木 由希子

行政透明化検討チームWGヒアリング説明者

○ 警察庁

長官官房総務課課長 種 谷 良 二

長官官房総務課情報公開・個人情報保護室室長 桐 原 弘 毅

○ 外務省

外務大臣政務官 西 村 智 奈 美

大臣官房総務課情報公開室室長 関 口 昇

○ 防衛省

大臣官房文書課課長 武 田 博 史

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室室長 川 上 裕 史

大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室防衛部員

曾 我 部 敏 幸

○ 法務省

大臣官房秘書課課付 山 口 修 一 郎

民事局参事官 佐 藤 達 文

○ 最高裁判所

行政局第二課長 三 輪 方 大

○ 内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

事務局長 小 高 章

# 情報公開法改正案の問題点

警察庁

## 主な法改正事項

### 国及び公共の安全等の情報 (現行法5条3, 4号)

不開示要件から、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」を削除

### 審理の特例 (新設)

情報公開訴訟にインカメラ審理(裁判所が不開示情報を見て判断する)を導入

## 問題点

- 国の安全や公共の安全を守ることは、国民全体の基本的な利益を擁護するため、政府に課せられた重要な責務であり、これらの利益を保護するため、関係情報の保全に特別な配慮が求められる。米国等においても国家安全情報・公共安全情報は、他の不開示情報とは異なる取扱いがされている。
- 開示によって公共の安全と治安の維持に支障を及ぼすか否かの判断には、犯罪の実態等に関する知識・経験等が不可欠であることから、警察行政機関でなければ的確な判断は困難である。
- 不開示情報の内容を明らかにしないで、当該情報が公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあることを具体的に立証することが困難である。

- インカメラ審理のため、公安情報等の高度な機密情報を裁判所に持ち込むことになるため、情報保全のための規定の整備が不可欠である。

- 不開示情報の中には内容の理解が困難なものもあることから、行政機関側に直接、裁判官に対して説明する機会が与えられる必要がある。

## 主な法改正事項

### 開示決定等の期限・特例 (現行法10, 11条)

- ・ 開示決定期間を30日から14日以内に短縮
- ・ 特例延長では、通常延長(30日)期間中に相当部分を開示後、さらに60日以内に残りの文書の決定をしなければならぬこととする

### 開示請求等の手数料 (現行法16条)

開示請求手数料を原則廃止するとともに、開示実施手数料を引き下げる

個人に関する情報  
(現行法5条1号ハ)  
公務員等の職及び職務遂行の内容に加え、公務員の氏名も原則開示

### 法人等に関する情報 (現行法5条2号)

法人等が不公表を条件に行政機関へ任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除

## 問題点

- 14日の開示決定期間では対応できないケースも多い。  
(土日祝日を除き14日以内となっても同じ)
- 大量請求の場合、約170日(約20日+30日+120日)でも作業が終わらない場合がある。

開示請求手数料の無料化等により、濫用的開示請求の増加が懸念される。

すべての警察職員の氏名が開示されると、職員やその家族が嫌がらせや報復されるおそれがあり、治安維持に重大な支障を及ぼしかねない。

現在、企業や法人等から、公にしないとの条件で技術情報を始め様々な情報の提供を受けているが、規定がなくなると、企業や法人等からの情報が得られにくくなること懸念される。

情報公開法改正へ向けた枝野大臣素案に対する外務省意見

平成22年5月25日  
外務省

## 1 外務省の基本的姿勢

- 国民を守り、我が国の国益を増進する力強い外交は、国民の理解と信頼の上に成り立つものであり、そのためにも、国民の「知る権利」の保障、積極的な情報公開が重要である。
- その一方で、国家安全保障や外交の分野では、少なくとも一定期間は情報を対外的に秘匿しておかなければならない場合も多い。
- このように、国民の知る権利と国家安全保障や外交交渉上必要な秘密の保全との間には一定の緊張関係が存在するため、両者の間の適切なバランスを取っていくことが必要である。
- 両者の間のバランスを取る具体策として、当省では、昨年から今年にかけて、いわゆる「密約」問題に関する調査を行い、これまで公表されてこなかった文書を数多く公開したほか、今後は「外交記録公開」の制度を確立し、作成後30年を経た文書については基本的に自動的に公開を行っていくこととしている。

## 2 総論的留意点

前頁の考え方に基づき、「情報公開制度の改正の方向性」のうち「国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指す」という今回の改正の趣旨を実質的に実現するために、外交関連の情報の公開実務を担当する現場の目線から、留意すべき点と考えられる具体的な代替策等の例を提示する。

### (1) 外交情報の性質

- ▶ 安全保障や外交交渉の分野では「情報」が生命線。
- ▶ インテリジェンス情報を中心として厳格な守秘義務がかかる行政府の者のみを取り扱うことを担保しなければ入手できない情報がある。
  - 不用意に公開されれば、諸外国との信頼関係を損ない、また情報提供者の生命等に危険が及ぶ可能性。
- ▶ 我が国の情報公開制度の下でインテリジェンス情報等まで公開される可能性が高くなるという印象が対外的に広がれば、情報の収集に大きな困難を伴う。
  - 我が国の国益を著しく減じることになりかねない。
- ▶ 特に、我が国は米英他諸外国のような外事情報機関を有しておらず、在外公館を含む外務省がインテリジェンス情報を含む諸外国の情報を収集している。
  - 外務省内にはインテリジェンス情報を含め機微な情報が多数存在する。

● 前頁にも述べたとおり、国民の知る権利と秘密の保全の間で適切なバランスを取っていく必要がある。

### (2) 実質的に知る権利を保障する制度構築の重要性

- ▶ 開示されることとなる情報の性質と、それを適切に開示するために踏むべき必要不可欠な手続を慎重に考慮して制度を構築する必要がある。
  - そうでなければ、例えば、行政機関での開示決定期限を短縮した結果、対象文書の審査に十分な時間をかけることができなくなり、結果として誤って開示することによる不利益を恐れて不開示とする例が増大したり、開示されべきでない情報が開示されたりしう。

● 適切に制度構築されなければ、必要十分な審査ができなくなること等により、逆に知る権利を制限する結果に陥る場合が生じてしまう危険性がある。

### 3 不開示情報該当性判断の際の行政機関の長の判断を優先する規定の見直し(法5条3号)

#### 留意すべき点

##### ● (現状)

「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は国際交渉上不利益を被るおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

◀ その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性があるため。＝他の情報と違う扱いを定めている諸外国の例あり【別紙1】

→ ● 行政機関の長の判断を優先する規定を無くした場合、司法審査の場で裁判所が、法の適用を超え、「高度の政策的判断」(政治的判断)や「専門的・技術的判断」を行うことになる。

→ ● このような「高度の政策的判断」や「専門的・技術的判断」を、行政機関の長の判断とは独立して裁判所が行っていく方式に変更する場合、現行のように行政機関の長の判断を優先する方式とする場合に比べ以下のような点があることに十分留意した上で、慎重に検討する必要がある。

→ 「高度の政策的判断」として、裁判所が特定文書の特定の記載についての開示・不開示を、その時々国際情勢及びそれに対する政府の考え方を踏まえながら判断することが要求される

→ 最終的に政治的責任を負うことが想定されていない司法部門が、「高度な政策的判断」を行うことの適否。

→ 「専門的・技術的判断」として、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で判断することが要求される

- ・ 特別管理秘密を取り扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務の確保が必要。【裁判官の守秘義務につき別紙2】
- ・ 当事者事者の一部が知り得ない情報を基に裁判所が判断することを可能にするため、裁判の公開原則に基づく現行の民事訴訟法の基本原則を変更することになる。

## 4 インカメラ審理の導入

### 留意すべき点

●インカメラ審理の導入は、行政側の準備書面作成の負担軽減にもつながり、審判の迅速化につながり得るメリットがあると考えられる。

●一方で、機微な情報に裁判官・裁判所関係者が触れることによるため、以下のような点が確保されないと、仮に情報の漏洩が起こった場合に国益が害されかねず、その導入には、慎重な検討が必要。

「専門的・技術的判断」として、機微な関連情報等も含めて事案の全体を理解した上で判断することが要求される

- ・特別管理秘密を取り扱う際のセキュリティ・クリアランスや罰則規定を含む裁判官・裁判所関係者の厳格な守秘義務の確保。
- ・当事者事者の一部が知り得ない情報を基に裁判所が判断することを可能にするため、裁判の公開原則に基づく現行の民事訴訟法の基本原則の変更。

## 3 第5条3号の見直し

## 4. インカメラ審理の導入

開示・不開示の決定について、行政機関の長か、司法機関かどちらの判断を優先させるかという二者択一にするのではなく、両者を橋渡しするような代替案を講ずるのも一案。

### 【代替案の一例】

●情報公開・個人情報保護審査会を強化（体制強化、裁決機関化等）し、事後救済制度の中で司法審査の前置機関とする。

→事後救済制度の一本化により、行政・司法の無駄の削減にもつながり得る。

（事後救済制度の一本化は一案であり、他策を排除するものではない。なお、一本化して行政の無駄を省く観点からは、内閣総理大臣の措置要求制度は審査会の役割との重複がある点も念頭に、「措置要求制度」については慎重に検討すべきと考えられる。）

## 5 情報公開関連手数料の減額・減免

### 留意すべき点

行政機関を麻痺させる目的等悪意の開示請求や権利の濫用【別紙3の2.1】に対する抑止が無くなるとの弊害が予想されるので、悪意の開示請求や権利の濫用を防止するための規定を新たに設ける必要がある。＝濫用防止を定めている諸外国の例あり。【別紙3の(参考)】

### 【具体策の一例】

- 開示請求者の情報公開請求権の濫用を禁止するための努力義務規定を設ける。
- 1回の開示請求で請求できる文書量や1人の請求者が請求できる件数について制限を設ける。
- 大量の開示請求が1部に集中した場合、開示請求受付を一時停止できる緊急避難措置を設ける。
- インターネットに掲載されている情報は開示請求の対象としない規定を設ける

## 6 開示決定までの期限の短縮

### 外務省の考え方

- 過去に当省において特に期限延長を行った案件について、開示決定期限を超過し、期限を超えたことであらう開示決定が遅延する事案が多発した時期が相当期間にわたって続いていた。
- しかし、運用を抜本的に変更した結果、平成20年秋以降期限超過はなくなった。

この経験から、安易に期限延長を行わないことが、決定期限を遵守した適切な文書の開示を実現することになると考えている。

### 留意すべき点1

現状から判断して少なくとも当省の場合は原則14日以内、特例で相当の部分の開示後、60日以内に開示決定が行える案件は多くない。【別紙3の1.】

行政庁としては審査のため十分な時間がないことから、とりあえず不開示とする案件が増加し、審査会や裁判所への業務の転嫁が起きる可能性大。

(法5条1号及び2号の情報を誤って開示した場合には、賠償請求に直結しうるため。また、法5条3号の情報を誤って開示した場合には国の安全等利益を害することになる等のため。)

### 留意すべき点2

業務の転嫁が発生した場合に、審査会や裁判所が行政庁以上に素早く判断を下すことを確保する必要がある。

そうでないと、結果的に開示請求をした国民にとって開示決定までの期限は短縮されなくなってしまう。

### 【代替策の一例】

- 行政庁での開示決定期限の短縮化よりも、まずは安易に期限延長することのないよう、期限延長の条件を厳格化する方途を検討する。
- 具体的には、現行法第11条の特例延長を行う場合の条件を厳格化し、延長通知書に延長理由を現状より詳細に明記するようにする。
- (開示期限を短縮する場合には、例えば以下が必要と考えられる。)
- 行政庁・審査会、及び、裁判所の体制を抜本的に強化(人員増強)する。
- 1回の開示請求で請求できる文書量及び1人の請求者が請求できる件数の制限を設ける。

外国制度における国の安全等に関する情報の取扱い

諸外国においても、国家安全保障情報等については、次のように、大統領命令による秘密指定制度や大臣認定書制度を設け、法の対象外 (exclusion) とし、又は裁判所は、初審的 (de novo) には審査せず、行政機関の長が開示の拒否の判断をする合理的な理由 (reasonable grounds) を有するかどうかを審査するにとどめるなど、法の適用又は司法審査の関係で、他の情報とは異なる特別の考慮が払われている場合が少なくない。

① アメリカ・不開示及び適用除外

大統領命令による秘密指定がなされたものについては、裁判所は当該指定が実質的に秘密に値するものについて行われているかを審査することはできないという形式秘密が最高裁判所により採用された。

その後の法改正により、秘密指定が実体的、手続的に適正に行われているかにつき、裁判所が覆審的審査を行うことができることとなったが、連邦裁判所は、行政機関の宣誓供述書が十分に具体的であり、行政機関が不誠実に行動した形跡がない以上、正式審理に基づかず原告の開示請求を棄却する傾向にある。

不開示規定 (exemption) とは別に、対外諜報活動等の記録についての適用除外 (exclusion) の規定があり、行政実務上は、仮に存在しても存在しないと回答してもよい類型とされている。

② カナダ・不開示

国家安全保障情報についての不開示規定の司法審査は、不開示決定に合理的理由が存在するかどうかの審査に限定されている。

③ オーストラリア・大臣認定制度

国家安全保障情報については、不開示文書である旨の認定書を大臣が発行することができる。

この認定書が発行されたときは、行政不服裁判所は、当該文書が不開示文書であるという主張に合理的理由があるか否かについてのみ審査し得る。

行政不服裁判所が不開示とする合理的理由がないという判決をしたとしても、当該判決には、勧告的効果しかなく、当該大臣は、勧告に従わず認定書を取り消さないことも可能である。この場合には、議会にその旨を通知し、最終的には議会に対する政治的責任として処理する仕組みになっている。

認定書が取り消されない場合には、裁判所による司法審査権は及ばない。

④ ニュージーランド・大臣認定制度

内閣総理大臣が、開示により国家安全保障を害するおそれがあると認定した場合は、オンブズマンは、当該情報の開示を勧告することはできず、再考を促す勧告をし得るにとどまる。

オンブズマンの勧告が行われたときには、二十一職務日後からその勧告を遵守する義務が生じるとされているが、それまでに総督が枢密院令により別段の指示を行った場合はこの限りでないといわれる。

裁判所は、枢密院令の発行について、発行が行政情報に関する法律の規定により与えられた権限を逸脱している場合又はその他の法令違反の場合にのみ、その旨の命令を行うことができることとされている。

⑤ 韓国・適用除外

国家安全保障に関する情報及び保安業務を管掌する機関について、国家安全保障と関連する情報分析を目的に収集し又は作成された情報については、一般の情報の不開示規定と區別して、同法の適用除外とする旨の規定が設けられている。

## 裁判官の守秘義務について

### 1. 評議の秘密

#### 【規定】

「評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」(裁判所法第75条第2項)

(罰則規定) なし。違反した場合には分限裁判による免職または弾劾裁判による法曹資格の剥奪等の処分を受ける可能性あり。退職後については、同法の規定は適用されるのであろうが、仮に違反したとしても、すでに裁判官の職を退いた者に対して分限裁判も弾劾裁判もできないため、何ら処分を科すことはできない。

### 2. 一般的な守秘義務

#### 【規定】

「官吏服務規律」(明治20年7月30日勅令、昭和22年3月31日失効)

第4条1. 官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス

2. 法令ニ依ル証人鑑定人等ヲ為リ職務上ノ秘密ニ属スル事項ヲ発表スルニハ本属長官ノ許可ヲ要ス

(罰則規定) なし。違反した場合には分限裁判による免職または弾劾裁判による法曹資格の剥奪等の処分を受ける可能性あり。職後については、同法の規定は適用される。

#### 〔適用の根拠〕

「国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律」(昭和22年10月21日)

1 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を以て別段の定をなしたときは、その定による。

【参考1】国会答弁

●最高裁事務総局人事局長の答弁（昭和51年10月28日、参議院法務委員会、）

「裁判官につきまして現在も法律上は官吏服務紀律が適用されるというふうに解しております。」

●司法制度改革推進本部事務局長の答弁（平成16年4月9日、衆議院法務委員会）

裁判官も、評議の秘密につきましては、裁判所法で守秘義務がございます。それから、一般的な守秘義務としては、大変古いものでございますけれども、勅令で、官吏服務規程ですか、たしか明治二十年ぐらいにできたものでございますけれども、この適用によりまして、守秘義務が一般的に課されている、こういう状況でございます。

ただ、罰則は、御指摘のとおりございません。

これは、裁判官につきましては、高度の職業倫理に基づき行動ができる、そういう期待ができるということ、あるいは、それを担保するものとして、弾劾裁判あるいは分限裁判というような手続が設けられておりまして、これらによってそのような義務違反を抑止することが十分に可能であるということと刑罰が設けられていないというふうに承知をしております。

【参考2】国家公務員法の適用

国家公務員法に規定する守秘義務は、裁判官は国家公務員法で「特別職の国家公務員」と規定されていることから、国公法第100条が適用される「職員」（一般職の国家公務員）でないため、適用されない」。

## 「情報公開制度の改革の方向性について」に関連する実務の現状

平成 22 年 5 月 12 日

外務省大臣官房総務課情報公開室

標記の改革の方向性に対する当省の意見を追って提出させて頂きたいと考えていますが、まず関連する当省の実務の現状につき、以下のとおり提出させて頂きます。

## 1. 開示決定にかかる期間について

改正案では、開示請求のあった日から14日以内に開示決定等を行わなければならないが、また、開示決定等の期限の特例を適用する場合においても、相当の部分につき開示決定等した日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等しなければならないことになっている点に関して、当省が要した開示請求に対する時間については、以下の表のとおりとなっている。

過去3年間において、外務省で開示請求処理に要した期間

処理日数	2007年度		2008年度		2009年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
30日以内	265	18.6	432	26.0	373	37.2
30日超60日以内	334	23.5	356	21.4	299	29.9
60日超90日以内	112	7.9	112	6.8	89	8.9
90日超120日以内	28	2.0	12	0.7	22	2.2
120日超	682	48.0	749	45.1	218	21.8
開示決定数	1421	100.0	1661	100.0	1001	100.0

## 2. 権利の濫用や大量の文書請求について

権利の濫用と思われる請求や、一度に大量の請求があったケースについては、現行の制度の下であっても法の枠内での適切な対応が困難になっている状況にある。

### (1) 同一請求者から同一請求が繰り返し(3回以上)行われた件数

- ア 8回 1件
- イ 5回 2件
- ウ 4回 4件
- エ 3回 12件

### (2) 大量請求の例

#### ア 1件当たりの文書量が多い例

1件の開示請求に対して、実際に開示実施を行った案件

開示対象ページ数	件数
1,001ページから2,000ページ	31
2,001ページから3,000ページ	3
3,001ページから4,000ページ	3
4,001ページから5,000ページ	1
5,001ページから6,000ページ	2
60,000	1
合計	41

#### イ 一度に複数の請求を行った例

同一日に同一請求者から、10件以上の請求があったもの。

09年度：12例

22請求(1例), 15(1), 14(1), 12(2), 11(2), 10(5)

08年度：28例

61(1), 41(1), 39(1), 35(1), 33(1), 23(1), 22(2), 21(2), 20(1),  
18(1), 17(3), 15(2), 14(2), 13(2), 12(1), 11(1), 10(5)

07年度：22例

47(1), 40(1), 29(1), 27(1), 26(1), 20(1), 19(2), 16(2), 15(1),  
14(5), 13(1), 12(1), 11(1), 10(3)

(3) 榊原社労士グループのように、情報公開請求を行った文書を販売して商売している例もある。(別添資料参照)

(参考) 外国においては、権利の濫用等を排除することを制度上設けている例がある。

(出典：諸外国の情報公開法 (財)行政管理研究センター)

(1) イギリス

ア 公共機関に対する嫌がらせで行われる場合は、第1条(1)項の請求に応じる義務は課されない。

イ 公共機関が一の情報の請求に応じたことがある場合、その後同一の請求者から同様の又は実質的に類似の請求があっても、以前の請求への対応から合理的な期間が経過していない限り新たな請求には応じる義務はない。

(2) フランス

開示請求を受けた行政庁は、数量、反復的・組織的性格の点で、濫用的とみなされる請求について、これに応じる義務を負わない。

(3) ベルギー

以下に該当する場合は閲覧、説明又は写しの交付の請求を拒否することができる。

ア 請求が明らかに濫用に当たるとき

イ 請求内容が明らかに漠然としすぎるとき

(4) アイルランド

公共機関の長は、下記の場合、その請求を却下できる。

ア 請求を認めると、当該記録の数もしくは性質のため、又は当該情報の性質のため、おびただしい件数の記録の検索と審査が必要となる、あるいは当該の公共機関の業務に対する実質的かつ不当な干渉、またはその業務の中断を引き起こすような種類の当該記録の検査が必要となると長が判断する場合。

イ 請求が根拠薄弱なものである、または濫用もしくは同一の請求者又は協調して請求を行ったと認められる異なった請求者からの明らかに不合理な請求であると長が判断する場合

(5) オーストリア

情報公開は、その他の行政事務の処理を著しく害しない範囲においてのみ、行わなければならない。(中略)明らかに放埒な意図を持って請求が行われたときには、情報を開示してはならない。

(丁)

## 「情報公開制度の改革の方向性について」に対する意見

## 1 開示・不開示の範囲等に関する改正

## (1) 個人に関する情報 (法第5条第1号関連)

- ① 改正の方向性  
公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則とし、  
て開示する。
- ② 意見  
仮に情報公開に関する連絡会議申合せ(17. 8. 3)で例外とされている特段の支障が生ずるおそれがある場合も開示を想定しているのであれば、自衛隊の任務遂行に支障が生じるおそれがあり、また、活動する隊員及びその家族等の安全が確保されないおそれがあることなどから、少なくとも申合せと同等の例外規定を設ける必要がある。

## (2) 国の安全、公共の安全等に関する情報 (法第5条第3号・第4号関連)

- ① 改正の方向性  
公にすることにより、国の安全が害されるおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるのを、それらの「おそれがある情報」と改める。
- ② 意見  
国の安全保障に関する情報等については、その性質上、高度の政策的判断や専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、責任を持って適切に判断できるのは所管の行政機関の長である。  
従来から、国の安全保障に関する情報等については、裁判所は行政機関の長の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを審理・判断するということ審査方法が定着しており、こうした司法審査のあり方を変更させるおそれがある。

## (3) 審議・検討等に関する情報 (法第5条第5号関連)

- ① 改正の方向性  
国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。
- ② 意見  
防衛省において、例えば、米軍再編に関する資料については、部内における検討中の資料を開示することにより、米軍再編に關係する地元自治体や住民の間に誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがあり、かつ、当省の所掌事務の遂行に支障が生ずるおそれがある。

## 2 開示請求から実施までの手続きに関する改正

### (1) 開示決定等の期限 (法第10条第1項・第11条関連)

- ① 改正の方向性  
開示請求があつた日から14日以内にしなければならぬものとする。  
開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしてなければならないものとする。
- ② 意見  
現行制度における開示決定等の期限である30日は、当省の所掌事務を行いつつ、開示決定等を行うために必要な最小限の期間であり、改正案のように14日以内に開示決定等を行うことは困難である。  
更に、開示決定等の期限の特例を適用する場合においても、国の安全が害されるおそれ等がある情報が含まれる可能性があり、開示決定等を特に慎重に判断する必要があることから、一律60日以内に開示決定等を行うことは困難である。

### (2) みなし規定 (新設)

- ① 改正の方向性  
開示請求者は、行政機関の長が法定の期間内に開示決定等をしなるときは、行政機関の長が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。
- ② 意見  
全ての開示請求について60日以内に開示決定等を行うことは困難であることから、諮問庁及び審査会において本来避けられる不服申立てに関する業務が増加することとなり、効率的な業務の遂行を阻害するおそれがある。

### (3) 手数料 (法第16条関連)

- ① 改正の方向性  
開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。
- ② 意見  
手数料の廃止等により安易な開示請求の増加が懸念され、これに伴う業務量の増加により業務の停滞を招くおそれがある。

不開示情報に該当とした具体例

個人に関する情報

行政文書名等	文書の概要	決定番号	具体的理由	答申番号
情報本部情報分析課程講義資料(他)	情報業務に従事する職員に 対する教育資料	防官文第115号 (21. 1. 8)	情報業務に従事する職員の氏名が記載されており、公にすることにより、情報業務に従事する人物が特定され、情報を得ようとする者からその個人をねらった不当な働き掛けが行われることにより、防衛省・自衛隊の任務の効率的な遂行に支障が生じ、ひいては国の安全を害するおそれがあることと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。	平成21年度(行情) 答申第270号 (21. 10. 14)

不開示情報に該当するとした具体例

国の安全、公共の安全等に関する情報(第5条第3号関連)

行政文書名等	文書の概要	決定番号	具体的理由	答申番号
海上における警備行動に関する統合幕僚長指令	ソマリア沖・アデン湾における自衛隊による保護対策船舶の防護に関する文書	防官文第10048号 (21. 8. 28)	対象文書には、基本的な対処方針や具体的に想定した事案への対処が詳細に記載されていることが認められることから、これを公にすることにより、ソマリア沖・アデン湾で実施する自衛隊の海上警備行動における具体的な行動及び実施要領等が明らかとなり、我が国の安全を脅かそうと企図する相手方がこれらの対処要領を踏まえた行動を採ることが可能となるおそれがあると処分行が認めることにつき相当の理由があると認められる。 したがって、当該不開示部分は、公にすることにより、自衛隊の任務の効率的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。	平成21年度(行情) 答申第577号 (22. 3. 9)
北朝鮮のミサイル関連動向について 他	北朝鮮による飛翔体発射事案に関する文書	防官文第7124号 (21. 6. 8)	(1)飛翔体のブースターに係る情報は、北朝鮮から公表されておらず、これを公にすることにより、我が国の情報収集能力及び分析能力の一端が推察されることになり、国の安全が害されるおそれがあるとの理由で、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。 (2)本事案への対処に係る情報は、これを公にすることにより、緊急事態が生じた際の政府の対処体制及び対処能力の一端が推察されることになり、我が国の安全を脅かそうと考えている相手方が、更なる対抗措置を講ずることや弱点を築くことを容易ならしめるおそれがあると認められ、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。	平成21年度(行情) 答申第259号 (21. 10. 6)

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 本案の争点1 (情報公開法5条3号、4号及び6号該当性の審査方法及び立証責任の所在等) について

(1) 一般に、情報公開法5条各号に定める不開示情報が記録されているとして行政文書の全部又はその一部について開示をしない旨の処分がされた場合に、その処分の取消し等を求める訴えにおいて、当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報が情報公開法5条各号に定めるものに該当するか否かについては、行政文書の開示の原則の例外に当たるか否かが問題となることや、それが当該処分の適法性を基礎付ける事項であること、行政機関側が当該行政文書を保有してその内容を把握していることなどからすれば、原則として、当該処分をした行政庁の所属する行政主体である被告において立証すべきものと解される。

(2) ところで、情報公開法5条3号は、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある「情報」を不開示情報として規定しているところ、この規定は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することから設けられた規定であると解される。そして、このように同号の立法趣旨、同号が「おそれがある情報」(同条6号等参照)と規定せず「おそれがある」と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定していること、同条3号に掲げる国の安全等の確保に関する情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示又は不開示の判断に高度の政策的判断を伴うものであり、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測等についての専門的、技術的判断を要するものであるとの特殊性があることなどから、同号に基づく処分の適法性については、同号に規定する事由があるか否かについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうか、すなわち、開示をしない旨の決定が裁量権の行使としてされたことを前提に、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められるなど、当該行政機関の長に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められるかを判断するという審査方法によるべきであると解される。

この際、一般に、国の安全や他国又は国際機関との交渉等に関する正確かつ詳細な情報は専ら行政機関の長の側に属しており、開示請求をする者及び裁判所は、処分に係る行政文書の部分に記録されている情報等を通じて把握することができないことからすれば、被告において、当該処分に係る行政文書の部分に記録されている情報に係る事柄、当該情報の性質、当該処分をするに当たって前提とした事実関係その他の当該処分当時の状況等の、一般的又は類型的にみて、それらに照らし当該情報が同号に掲げる国の安全等の確保に関するものに当たるとを推認することに足りる事情を立証する必要があると解すべきである。

そして、その上で、既に述べたように、同号に基づき開示をしないことを争う原告が、当該処分につき行政機関の長の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があったことを基礎付ける具体的事実について立証することを要するというべきである。

不開示情報に該当するとした具体例

管理・検討等に関する情報(第5条第5号関連)

行政文書名等	文書の概要	決定番号	具体的理由	答申番号
米軍家族住宅等の建設に係る適地検討について(回答) 他	岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に伴う米軍家族住宅等の建設に係る適地検討に関する文書	防官文第6032号 (21. 5. 7)	不開示とされた部分には、米軍家族住宅等の建設に係る適地検討の前提条件及び当該検討のための所要事項が記載されており、岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に伴う米軍家族住宅等の建設に係る適地検討において、当該住宅の建設予定地や米軍家族住宅の必要戸数等が協議過程における不確定かつ未成熟な情報であることにかんがみれば、これを公にすると、部外からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、行政機関内部の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、周辺住民等に無用な誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、当該情報が法5条5号に該当し、不開示とすることは妥当である。	平成21年度(行情) 答申第571号 (22. 3. 9)
米軍家族住宅等の建設に係る適地検討について 他	同上	防官文第2304号 (21. 3. 2) 中防第768号 (21. 3. 2)	不開示とされた部分には、広島防衛施設局における当時の情勢分析等に係る率直な意見・見解等が記載されており、これを公にすると、今後の候補地選定に係る行政機関内部の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、周辺住民等に無用な誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、当該情報が法5条5号に該当し、不開示とすることは妥当である。	平成22年度(行情) 答申第18号 平成22年度(行情) 答申第19号 (22. 5. 12)

防衛省における情報公開の状況

開示決定等別の件数

	19年度	20年度	21年度	平均
全部を開示	795 (51.4%)	736 (44.4%)	844 (51.7%)	791.7 (50.0%)
一部を開示	478 (30.9%)	659 (39.7%)	533 (34.5%)	556.7 (35.2%)
不開示	273 (17.7%)	264 (15.9%)	166 (10.8%)	234.3 (14.8%)
計	1,546	1,659	1,543	1,582.7

注1：件数は、当該年度に受け付けた開示請求のうち、開示決定等を行った件数を示す。(以下の表において、同じ。)

注2：不開示には、存否心筈拒否を含む。

開示決定等に要した日数別の件数

処理日数	19年度	20年度	21年度	平均	累計
14日以内に開示決定等を行ったもの(改正案)	96 (6.2%)	76 (4.6%)	99 (6.2%)	90.3 (5.6%)	873.3 (54.5%)
15日～30日以内に開示決定等を行ったもの(法第10条1項)	820 (53.0%)	749 (45.1%)	780 (48.8%)	783.0 (48.9%)	
31日～60日以内に開示決定等を行ったもの(法第10条2項)	562 (36.4%)	552 (33.3%)	491 (30.7%)	535.0 (33.4%)	1,408.3 (87.9%)
開示決定等の期限を61日以上に延長したものの(法第11条)	68 (4.4%)	283 (17.0%)	230 (14.4%)	193.7 (12.1%)	1,602.0 (100.0%)
計	1,546	1,660	1,600	1,602.0	
20日以内に開示決定等を行ったもの(改正案)	217 (14.0%)	209 (12.6%)	237 (14.8%)		211.0 (13.8%)

注：期限延長により開示決定等が行われていない場合、延長の期限日で計算した。

## 防衛省において大量の開示請求がなされた例

- 1 航空自衛隊物品目録管理資料 (ASL-ML) に関する図書データ 他  
52, 123枚 (H20. 7. 4受付、開示決定等の期限を約2年に延長)
- 2 管制業務日誌 (出発機・到着機・局地飛行) 他  
16, 901枚 (H19. 12. 17受付、開示決定等の期限を約1年に延長、部署別の業務日誌に係る開示請求が同一日に同一請求者から11件あり、その特定文書の合計枚数)
- 3 とさわ航海日誌 (甲) 他  
12, 720枚 (H19. 8. 22受付、開示決定等の期限を約1年半に延長、部署別の業務日誌に係る開示請求が同一日に同一請求者から5件あり、その特定文書の合計枚数)
- 4 池子米軍家族住宅NA921設計根拠資料 (米軍要望書) (池子米軍 (18) 家族住宅 (921) 新設基本設計に関するもの)  
4, 984枚 (H21. 4. 27受付、開示決定等の期限を約2ヶ月に延長)

情報公開訴訟に関する改正事項  
について

---

法務省

管轄裁判所の拡大について  
(素案第5の1関係)

## 従前の法改正の経緯

- 平成11年 行政機関情報公開法制定
  - 特定管轄裁判所(原告の住所地などを管轄する高等裁判所所在地の地裁)にも情報公開訴訟を提起することが可能に。
- 平成16年 行政事件訴訟法(以下「行訴法」)改正
  - 処分等の取消訴訟一般について特定管轄裁判所に管轄を認める(同法第12条第4項)。これに伴い、行政機関情報公開法上の管轄の規定を削除。

## 行訴法第12条第4項の趣旨

- 裁判所へのアクセスの保障  
遠隔地に居住する原告の裁判所へのアクセスを容易にすることにより、行政訴訟の利用を促進。
- 裁判所の専門性確保の要請  
行政訴訟に関する裁判所の体制整備による専門性確保の要請。



これらの要請を考慮し、特定管轄裁判所に管轄を認めることとしたもの。

## 考慮すべき事項

- 管轄の在り方については、改正行訴法による行政訴訟一般についての訴訟提起の状況を踏まえ、更に検討(情報公開法の制度運営に関する検討会報告)。

→ 統計資料はなし。



- 管轄を原告の住所地等に拡大するかどうかは、原告にとっての訴え提起の便宜及び裁判所の専門性確保の要請のバランスをどのように考えるかに帰着。
- (管轄裁判所を拡大する場合)移送に関する規定を整備することが必要(行政機関情報公開法第21条参照)。

ヴォーン・インデックスの導入について

(素案第5の2関係)

## ヴォーン・インデックス(以下「インデックス」) の意義

### ○ 現行法上の定義

行政文書に記録されている情報の内容等を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料(情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第3項)。

### ○ 意義

- ・ 文書の標目
- ・ 不開示部分の特定・要旨
- ・ 不開示理由

### ○ 現行の民事訴訟法(以下「民訴法」)上の文書提出命令の際のインカメラ審理については、同様の規定はなし。

## 審査会におけるインデックスの利用状況

### ○ 審査会の調査審議手続における利用状況 H17年以降、インデックスが提出された事例なし。

- |         |     |
|---------|-----|
| ・ H13   | 3件  |
| ・ H14   | 24件 |
| ・ H15   | 4件  |
| ・ H16   | 3件  |
| ・ H17以降 | 0件  |

## 情報公開訴訟における実務等

- 審査会の手続でインデックスが既提出
  - ・ 裁判所は、必要があると認めるときは、行政庁に対し、審査請求に係る事件の記録の提出を命ずることが可能(行訴法第23条の2)。→平成16年行訴法改正で導入
  - ・ したがって、裁判所は、行政庁に対し、審査会の調査審議過程で作成されたインデックスの提出を求めることは可能。
- 審査会の手続でインデックスが未提出
  - ・ 実務上は、対象文書の数が多い場合などには、被告が、文書の標目、要旨等を整理する書面を提出していることが少なくない。
  - ・ 民訴法第149条の釈明権(行訴法第7条により準用)により、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするために、同様の書面の提出を求めることも可能。

## 考慮すべき事項

### (1) 素案第5の2

裁判所が、釈明処分として、当該開示決定等に係る行政文書等の標目、不開示部分についてこれを特定するに足りる事項、不開示部分の要旨、不開示とする理由その他必要な事項について記載したインデックスの提出を求めることができるようにする。

### (2) 考慮すべき事項

インデックスは、

- ・ 不開示部分の要旨、不開示理由などが明確になる点
- ・ インカメラ審理を必要最小限に限定することが可能になる点で意義がある。

## 考慮すべき事項(続)

---

ただし、

- ・ 審査会の調査審議手続との役割分担
- ・ 訴訟におけるインデックスの在り方
- ・ 具体的な記載項目

などについて検討することが必要と思料。

---

インカメラ審理手続の導入について  
(素案第5の3関係)

## 民訴法上のインカメラ審理手続

### ○ 根拠規定

文書提出命令の申立てがされた文書について、提出義務の存否(民訴法第220条第4号イからニまでに掲げる文書に該当するか否か)を判断するため必要があると認めるときに、裁判所は、文書の所持者にその提示をさせることができる(同法第223条第6項)。

### ○ 審理の手続

文書提出命令の申立て→インカメラ審理→文書提出命令の申立てに対する決定→(認容の場合)文書の提出→当該文書の証拠調べ

## 文書提出命令のインカメラ審理の特徴

### ○ 手続としての性質

- ・ 証拠採否のための手続であり、証拠調べそのものを非公開で行うものではない。

### ○ 裁判の公開との関係

- ・ 文書提出命令の申立てについての判断は、決定手続で行われるため、公開の口頭弁論を経る必要はなし。
- ・ 文書の証拠調べそのものは公開法廷で行われる。

### ○ 双方審尋主義との関係

- ・ 当事者は提出された文書を見た上で証拠の採否や評価についての主張が可能。

## 情報公開訴訟のインカメラ審理の特徴

情報公開訴訟のインカメラ審理は、開示請求の対象とされた文書に非開示事由があるか否かという本案判決の結論そのものを判断するために行われるもの。



- 裁判の公開との関係
  - 双方審尋主義との関係
  - インカメラ審理の手続
- について検討が必要。

## 考慮すべき事項

- 1 裁判の公開の原則(憲法第82条)に反しないか  
→ 非公開審理が許容されるべき事由の存否

(現行法の例)

- ・人事訴訟法第22条
- ・不正競争防止法第13条

## 考慮すべき事項(続)

### 2 双方審尋主義に反しないか

申立人は文書の開示を求めることができないとすると、文書の所持者と裁判所のみが文書の内容を知ることとなる。



相手方当事者が吟味・反論する機会のない資料を判断の根拠とすることができるか。

## 考慮すべき事項(続)

### 3 インカメラ審理手続の性質

証拠調べか、証拠調べでないとするとその性質は何か。

#### ○ 証拠調べとする考え方

→ 相手方当事者に吟味・弾劾の機会を与えない証拠について証拠調べをすることは行政(民事)訴訟手続の基本に反するのではないかとの問題あり。

※ 検証は証拠調べの一種。裁判官がその五感(視覚, 聴覚等)の作用によって事物の性状等を直接に認識し, その結果を証拠資料とする証拠調べをいう。

## 考慮すべき事項(続)

### ○ 証拠調べ以外の手続とする考え方

文書提出命令については、インカメラ手続の際に得た文書の内容に関する知見を弁論の全趣旨として用いることは許されないと解されている。

## 考慮すべき事項(続)

### 4 インカメラ審理の手続

#### (1) 申立権者

被告にも申立権を認めるか。

#### (2) 当事者からの意見聴取

原告が不同意の意見を述べた場合にもインカメラ審理を認めるか。

#### (3) 手続開始要件

明確な要件にすることが必要と思料。

## 行政透明化検討チームWGのヒアリング事項に対する回答

平成22年7月9日

情報公開・個人情報保護審査会事務局

1 いわゆる逆転率の低下の原因（再）

なお、平成22年6月23日付「中島氏からのご質問に対する回答」3頁記載の、一定の特徴を除いた救済率表は、どのようなデータに基づいて作成されたものか。また、これによっても、当初の救済率と比較して、平成16年度以降の救済率が低下しているように見受けられるが、その理由として考えられるものは何か。

（回答）

参照 6月23日 回答 2ページ  
3ページ

1. 平成22年6月23日付け「中島氏からの御質問に対する回答」3頁記載の表は、事務局において、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成21年度までの答申数から、次のア及びイの特徴を有する答申数を除いた上で、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移を算出したものである。

ア 全く同一の文書についての開示請求が繰り返し行われ、その都度不服申立てが行われる例（主として行政機関）

イ このほか、平成19年度及び同20年度について、次のような事案について不服申立てが行われた例

i) 手数料未納及び文書不特定の事案であり、開示請求者が補正に応じないため、形式上の不備により不開示とならざるを得ない例（主として行政機関）

ii) 大学入学試験の受験生の答案用紙全部の開示を求める事案であり、不開示妥当とされた例（独立行政法人等）

（注）これらの特徴を有する不服申立てについては、諮問庁の判断を妥当とすべき割合が高くなる。

2. 当審査会は、行政機関の長等からの諮問に応じ、処分庁によって不開示と

された部分についての不開示情報該当性のほか、行政文書の不存在、行政文書の存否応答拒否、文書の特定、行政文書該当性等について、個々の事案に即して判断を行っているところであり、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、上記1. で述べたほかにその原因や背景を申し上げることは一概には困難であるが、基本的には、審査会の答申事例が多数蓄積され、行政機関の長等が、同種の文書あるいは同種の情報について、先例となる答申の考え方を踏まえて開示決定等を行うようになってきたことが主な要因として挙げられると考えている。

2 口頭意見陳述の実施回数が著しく低下したことの原因（再）

なお、口頭意見陳述の実施、不実施の運用基準の再確認。及び、不服申立人からの口頭意見陳述実施の要望はどのように反映されているか。

（回答）

参照 5月19日 回答 17ページ

18ページ

口頭意見陳述の実施の要否については、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

3 処分庁からのヒアリングを実施した場合に、その結果を意見書（情報公開・個人情報保護審査会設置法11条）にまとめて提出するよう指導するなどして、その内容が申立人にも把握される（同法13条参照）ように努める運用を実施しているか。

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、「・・・審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること・・・ができる。」と規定し、同法13条1項は、「不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」と規定している。

こうした規定に基づき、各部会での審議に当たっては、必要があると認める場合には、諮問庁に対し、当初提出された理由説明書のほかに、さらに理由説明書の提出を求める（補充の理由説明書という。）とともに、提出された理由説明書を不服申立人に送付し、当該不服申立人に、これに対する意見書の提出を求めており、こうした関係当事者から提出される意見書等も踏まえて調査審議を行うことにより、その中立性・公正性を担保しているところである。

4 情報公開法5条1号口と5条2号本文ただし書の、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、との規定の適用例が、審査会答申では、ほとんど見かけられないが、解釈論として、このただし書きを適用することに、どのような、問題点や課題があるか。

(回答)

参照 5月19日 回答 3ページ

(関連 4・5ページ)

行政機関情報公開法5条1号ただし書口及び2号本文ただし書は、個人や法人その他の団体に関する情報について、公にすることにより害されるおそれがある当該個人及び法人等の権利利益と、人の生命、健康等の保護の必要性とを比較衡量し、後者の利益が上回るときに当該情報を開示しなければならないとしているところである（独立行政法人等情報公開法も同様）。

こうした枠組みの中では、個人や法人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康等についても、保護の必要性の程度は一様でないことから、個々の事案に即した慎重な検討が必要であると事務局としては考えている。

5 同じく5条1号の本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの、との規定の適用例が、立法段階で考えられていたときのよりも多くなっていると考えられるが、この点について、審査会の運用はどのようになされているか。

(回答)

参照 5月19日 回答 13・14ページ

1. 「個人が特定されなくても権利が侵害されるおそれがあるとして不開示を妥当とする答申」については、5月19日の回答において答申例を示したところである。
2. 情報公開法5条1号本文後段の適用について、審査会の運用の一端を示すものとして、委員経験者の講演から抜粋したものを紹介させていただく。

(御参考)

情報公開法施行一年を振り返って

— 情報公開審査会委員としての経験から —

(平成14年7月12日)

(法務省仙台法務局における講演)

東北大学 藤田 宙靖

## 二 情報公開法 — とりわけ、不開示事由を中心として

### 1. いわゆる「個人情報」について

#### — とりわけ、「権利侵害」の有無について —

情報公開法は、不開示情報たる個人情報を「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」と規定している（法5条一号本文）。ところでこの後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがある」情報とは一体どのようなものであるのか、ということは、必ずしも簡単に答え得る問題ではない。

(略)

ただ、現在では、この問題に対するアプローチの一つの方法として、「個人の権利利益が害される」か否かは、多くの場合、個人識別の可能性の度合いと切り離しては考えられないのではないか、という考え方が登場してきている。すなわち、一般に、（そのことだけを以て不開示事由となる）5条1号本文前段の場合の、ある情報が「特定の個人を識別することができる」ものであるかどうかの判断は、「知る人ぞ知る」ということでは駄目なので、広く一般の者に識別できるかどうかによって判断されなければならない、とされているため、仮に、氏名等を伏せても身内を始めとする周辺の者には当人だと判ってしまう、というようなケースでは、ここでいう「個人識別情報」とは性格付けられないということになる。しかし、こういった場合、情報の内容によっては、「特定の個人を（この意味において）識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として性格付けることができる場合があるのではないか、ということである。その判断は、おそらく、情報の内容如何（例えば、エイズであるか、単なる風邪であるか、といった違い）と、この後者の意味での、「他人に知られる可能性の度合い」如何との相関関係によってなされることになる。最近の第三部会の答申は、このような考え方に立って行われており、従ってまた、そこでは、個人が「識別される」という言葉（前段のケース）と、当人であることが「知られる」という言葉（後段のケース）とが、意識的に使い分けられているのである。

6 各省庁から審査会に出向している事務局スタッフにつき、事務局として担当する案件の割振りのルール及び運用状況はどのようなものか。

(回答)

参照 5月19日 回答 31ページ

当審査会が新規の諮問を受けたときは、まず、運営規則に基づき、当該不服申立事件を取り扱う部会が定められた上で、当該部会を担当する審査官（課長クラス）及び当該事件について指名される審査専門官等が当該部会の調査審議を補助することとなる。

事務局は、部会審議等における各委員の指示を受け、資料の入手・整理等を行っているが、このような作業は、当該事件の分野ごとにその背景となっている法制度・運営の実態・専門用語等の基礎知識がなければ、一から勉強・解析等を行わなければならない、膨大な手間と時間を要する。

他方、毎年多数の新規諮問を受けている中で、審査会としては、事件を公正・迅速に処理することが必要である。

このため、当審査会としては、各事務局職員の専門性も踏まえた上で、特定の職員に事務が集中することのないように配慮しつつ、各事件の担当職員を定めているところである。

7 審査会人員、審査会権限などにつき、審査会の運用上、不便を感じる点や、改善すべき点として、審査会委員や事務局スタッフから声が挙げられている事項があればその内容。

(回答)

参照 5月19日 回答 24ページ

33ページ

6月23日 回答 5ページ

当審査会は、毎年多数の新規諮問を受けている中で、事件を公正・迅速に処理することが求められている。

こうした要請に応えつつ、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、審査会としては、設置法に規定された調査権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。

なお、事務局としては、審査会の運営を適切に補佐するために、調査審議の充実に向けた審理方法の工夫などに引き続き努めるほか、事務局体制の更なる強化が課題となるものと考えている。

1 答申の内容関連

○ 理由付記が違法であるとした答申件数及びその内容。理由付記が妥当とした答申件数及びその内容（件数が多い場合は例示で可）

(回答)

(1) 答申の「審査会の結論」欄において、理由付記が違法である旨明記されているものは7件であり、うち原処分を取り消すべきであるとしたものが1件、理由付記を違法とするとともに不開示部分の一部を開示すべきとしたものが6件となっている。

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成14年度(行情)答申第91号(国立がんセンター中央病院における本人に係る診療記録の不開示決定に関する件)(関連部分のみ抜粋。以下同じ。)

「法の趣旨、目的に照らせば、行政文書不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法5条各号等の不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない。

本件不開示決定についてなされた理由付記については、上記のとおり、不開示とする法の根拠条項も明らかでないこと、及び理由付記後段の記載については、国立がんセンターが実施している「国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センターにおける診療情報の提供に関する指針について」(平成12年7月12日政医第184号厚生省保健医療局国立病院部政策医療課長通知)に基づく患者等への診療情報提供に関して記載したもので、法に基づくものではないことから、不備がある違法なものである。」

「以上のことから、診療録につき不開示とした決定は、理由付記に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。」

(例2) 平成15年度(行情)答申第746号(二股上池改修工事の補償に関して特定土地改良区に対して送付した文書の一部不開示決定に関する件)

「原処分についてみると、行政文書開示決定通知書の「2 不開示とした部分とその理由」として、「取得・補償額算定調書を開示することは、本事業及び現在実施されている各種公共事業はもとより、将来の公共事業の適正な執行に支障を来すおそれがある情報です。よって、法5条6号本文に該当するので、これらの情報が記載されている部分を不開示とします。また、法5条1号及び2号に該当する部分は一部開示とします。」と記載されている。

不開示とした根拠規定については、法5条1号、2号及び6号柱書きを記載し、同条6号柱書きについては不開示情報及び理由を示して説明しているものの、同条1号

及び2号については、不開示情報を具体的に示さず、不開示の理由も記載されておらず、さらに、各号の不開示情報のどれに該当するのか示していない。したがって、開示請求者において、どのような理由でどのような情報を不開示としたかを知り得ることができないと言わざるを得ず、本件一部不開示決定は理由付記に不備があり、行政手続法8条に違反するものと認められる。」

「以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号及び6号本文に該当するとして不開示とした決定については、理由付記に不備がある違法なものであり、また、不開示とされた部分のうち、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分については、そのうち、別紙に掲げる部分は同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、その余の部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。」

(例3) 平成14年度(行情)答申第85号(国家公務員法第103条関係審査状況等(林野庁分)の一部開示決定に関する件)

「就職先営利企業に関する情報については、不開示とされる部分が親会社の出資比率及び契約関係の内容等であることは、開示決定通知書中に明らかにされているものの、不開示の根拠となる規定については、法5条2号であることが述べられているに止まり、同号イ及びロに掲げる二種類の情報のうちいずれに該当することを理由とするものかについて触れられるところがないことから、本件一部開示決定は理由付記に不備がある違法なものと認められる。」

「以上のことから、本件一部開示決定は、理由付記に不備がある違法なものであり、また、本件対象文書について不開示とした部分のうち、職員の就職年月日、親会社の出資比率(営利企業が上場企業等である場合)、売上高(営利企業が商法特例法2条に規定する会社又は上場企業等である場合)、依存度及び関与額(関与率)については開示すべきであると判断した。」

(2) また、理由付記が妥当とした答申の件数については把握していない。

○ 情報公開法5条2号本文ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、審査会の答申例でこれまで適用した事例の件数とその内容。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、法5条2号本文ただし書を適用したものと把握しているものは2件である。

具体的には以下のとおりである。

(例1) 平成21年度(行情)答申第229号(特定薬剤臨床試験報告書の概要等の一部開示決定に関する件(第三者不服申立て))

特定医薬品の安全性に関する基礎的検討に資するために実施された各非臨床試験の試験方法、結果、概要等に係る情報について、公表情報と一体として開示することにより、特定医薬品の市販後における安全対策に係る情報の透明性を確保し、よって国民の的確な理解と批判を得つつ、患者の生命、健康等を保護するために適切な市販後の安全対策が講じられるべきであり、既に公表されている情報等とともに一体として当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益に比して、公にしないことにより保護される異議申立人の利益が上回るとは認められないとして、法5条2号本文ただし書に該当し、開示が妥当であるとした。

(例2) 平成15年度(行情)答申第617号(特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件)

特定製剤を他の患者にも投与した可能性がある民間医療機関の名称、所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等について、公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる民間医療機関の利益を上回ると認められ、法5条2号本文ただし書の公益開示をすべきであるとした。

○ 情報公開法5条6号本文「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のうちの「適正な」について、審査会の答申例で、これまで、5条2号本文ただし書と同様の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」を考慮した事例の件数とその内容。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、法5条6号柱書き該当性の判断に当たり人の生命、健康等の保護の利益との比較衡量をしたものとして把握しているものは31件(うち30件は諮問事件を併合して答申)であり、具体的には以下のとおりである。

(例1)平成15年度(行情)答申第617号(特定会社が特定製剤の納入に関して提出した文書の一部開示決定に関する件)

「国立病院等及び県立病院等は、そもそも民間医療機関では対応が困難なものへの対応など公益性の高い事業を行うものであり、そのため、患者等からの信用度もおのずから高いものと考えられる。また、法5条6号は、同条2号と異なり、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を明示的に不開示情報から除外してはいないが、これは、行政機関の事務又は事業は公益に適合するように行わなければならない、公にすることによって生ずる「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、人の生命、健康等を保護する必要性その他の公益的開示の必要性を考量した上で判断されることになるからである。すなわち、同条6号にいう「同号イからホまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるというためには、公にすることによる事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれの程度と、人の生命、健康等を保護するためなど公益的な開示の必要性を比較衡量した上で、なお「適正な遂行」に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合でなければならないものである。」

「当該医療機関の名称を公にすることにより、当該医療機関における診療等の事務又は事業に何らかの支障を来すなどのおそれは認められるものの、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの利益を上回ると認められることにかんがみれば、その名称を公にすることにより、投与県立病院等Ⅰが行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとともに、投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰともにこれらが行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの名称は、法5条6号柱書き及び同号ホの不開示情報に該当するとは認められず、開示すべきである。また、当該投与国立病院等Ⅰ及び投与県立病院等Ⅰの特定につながる情報であるその所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等も、同様

の理由により、開示すべきである。」

(例2) 平成16年度(行情) 答申第448号から同第477号まで(特定会社報告書資料「特定製剤使用症例調査を再度徹底のこと」の開示決定に関する件(第三者不服申立て) 外4件)(30件を併合して答申)

「前回答申(注: 上述の平成15年度(行情) 答申第617号)においては、上記(2)ア(イ)のとおり、特定製剤を投与された患者にとって特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ないこと、感染の可能性のある者にとって肝炎検査の早期実施が何より重要であるということなどを踏まえ、投与国立病院等I、投与県立病院等I、在庫保有国立病院等及び在庫保有県立病院等の名称等を公にすることにより、当該医療機関における診療等の事務又は事業に支障を来すなどのおそれは認められるものの、その名称を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回ると認められることにかんがみ、その名称を公にすることにより、当該県立病院等が行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないとともに、当該国立病院等及び当該県立病院等とともにこれらが行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条6号柱書き及び同号ホに該当せず、開示すべきであると判断した。しかしながら、上記のとおり、これらの医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これらの医療機関の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められない。したがって、上記の投与国立病院等I、投与県立病院等I、在庫保有国立病院等及び在庫保有県立病院等に該当する医療機関の名称及び所在地は、公にすることにより、当該国立病院等及び県立病院等における診療等の事務に支障を来すなど、国立病院等が行う医療に関する事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び県立病院等が行う医療に関する事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条6号柱書き及び同号ホの不開示情報に該当することから、不開示とすべきである。」

○ 審査会の答申例で、これまで、刑事訴訟法53条の2第1項に基づき、「訴訟に関する書類」について、情報公開法の適用を除外した件数とその具体的内容。

(回答)

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成21年度までの答申のうち、対象文書が刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められたものとして把握しているのは、69件である。

該当する答申としては、以下のようなものがある。

(例1) 平成21年度(行情)答申第275号(薬害エイズ事件で東京地方検察庁が厚生省から押収した資料の押収品目録交付書の不開示決定(適用除外)に関する件)

薬害エイズ事件で東京地方検察庁が厚生省から押収した資料の押収品目録交付書について、刑事訴訟法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定の適用が除外されているものと認められたもの。

(例2) 平成21年度(行情)答申第117号(特定事件に係る告発状に添付された特定個人2名による宣誓文書の不開示決定(適用除外)に関する件)

特定事件に係る告発状に添付された特定個人A及びBの2名による宣誓文書について、刑訴法53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定が適用されないものであるとしたもの。

このほか、特定事件に係る鑑定書及び鑑定嘱託書(平成21年度(行情)答申第13号)、事件番号及び処分年月日により特定された事件の不起訴記録(平成18年度(行情)答申第114号)、九州南西海域工作船事件に関するビデオテープに係る証拠品処分嘱託書(写し)、証拠品に関する嘱託回答書(写し)及び還付請書(写し)(平成17年度(行情)答申第518号)などにつき、「訴訟に関する書類」として認めている。

○ 不存在決定に対する不服申立につき、当該決定を妥当とする内容の答申がなされる場合、不存在の具体的内容（下記参照）を把握しているか。把握している場合にその内訳が分かる資料。

- ・ 保存期間満了による廃棄ないし移管
- ・ 保存期間満了前の廃棄
- ・ 文書をそもそも作成・取得していない
- ・ 行政文書としては作成・取得していない など

（回答）

平成 21 年度の答申のうち、不存在事件に係るもの（132 件）についての内訳は以下のとおりである（1つの事件につき複数の事由に該当する場合がある。）。

- ・ そもそも文書を作成・取得していないと判断したもの 90 件
- ・ 行政文書としては作成・取得していないと判断したもの 7 件  
（対象文書は「組織的に用いる状態になかった」、「一般に容易に入手・利用が可能な書籍である」などとして行政文書に該当しないと判断したもの）
- ・ 文書を作成・取得したが、保存年限が経過したため廃棄されたと判断したもの 27 件
- ・ 文書を作成・取得したが、誤廃棄された（可能性がある）と判断したもの 5 件
- ・ 本来存否応答拒否すべきであったところ、文書不存在として不開示とした決定は、結論において妥当と判断したもの 4 件
- ・ 原処分においては文書不存在とされていたが、文書等を作成・取得していると判断したもの 7 件

○ 5条1号の適用状況

- ・ 公務員の識別情報でも不開示を妥当とする答申にはどのようなものがあるか

(回答)

「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)以降に出された答申のうち、該当するものとしては以下のようなものがある。

(例1) 平成21年度(行情)答申第527号(特定刑事施設における受刑者を対象とした集会に際して購入した菓子等に係る請求書の一部開示決定に関する件)

特定刑務所職員の氏名及び印影について、これを開示した場合、当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは、相当程度に高いとの諮問庁の説明は十分首肯でき、当該攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなど、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると、行政機関の長が認めるにつき、相当の理由があると認められるとして、法5条4号に該当するとしたもの。

(例2) 平成21年度(行情)答申第322号(特定事件番号に係る事件の裁判書類一式の一部開示決定に関する件)

入国審査官等の氏名、署名及び印影について、これを開示した場合、そのことによって、当該職員に対し、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるとして、法5条4号に該当するとしたもの。

(例3) 平成19年度(行情)答申第32号(採用面接評定票(様式)等の一部開示決定に関する件)

中国公安調査局において採用事務を担当する職員(いずれも同局の課長補佐級職員)の個人印の印影について、①公安調査官の氏名が公になると、公安調査庁の適正な調査事務に支障を及ぼすおそれがあるのみならず、公安調査官やその家族又は公安調査官が接触する情報提供者に危険が及ぶおそれがあることから、公安調査官の氏名を公にすると、申合わせに言う特段の支障を生じるおそれがあり、公にする慣行はないとする諮問庁の説明は首肯できること、②公安調査庁の全職員の9割以上が公安調査官として調査事務に従事しており、一時的に、あるいは併任として総務などの管理事務に就いている職員も、いずれは調査事務を担当する可能性も高いことから、本件対象文書の採用事務担当職員なども、公安調査官と同様の取扱いとしているとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は見当たらないことから、当該印影は、法5条1号ただし書のいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であるとしたもの。

・行政機関の政策等形成過程への関与がある一般私人の識別情報でも不開示となる場合

(回答)

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成20年度(行情)答申第405号(「対外情報機能強化に関する懇談会」関連資料の一部開示決定に関する件)

第1回ないし第6回会合議事録について、これを公にした場合、我が国の安全が害され又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法5条3号に該当し、不開示とすることが相当であるとした。

また、諮問庁は、懇談会の各メンバーに対しては、あらかじめ、各会合において自由かつ達な議論が行われるように議論の詳細については非公開とし、議論の要点を取りまとめた最終報告書については公開するとの前提でメンバー就任を要請しており、さらに、本件会合が各有識者の知見に基づき忌たんのない自由な議論を行うという性質を有し、しかも、議論の対象が外務省、日本政府の対外情報機能がどうあるべきかという極めて機微なものであることから、その議論の過程の一部なりとも発言内容の細部が公開されることとなれば、今後、自由かつ達な意見交換が必要不可欠なこの種会合において、発言者が慎重になる余り無難な発言に終始し、本来、有意義かつ忌たんのない意見交換が行われるべき議論が無用にい縮したり、あるいは、しかるべき有識者に参加を依頼することができなくなるなど、この種会合の運営に支障が生じ、法5条6号柱書きに該当すると説明しており、かかる諮問庁の説明は首肯し得るものであるとした。

(例2) 平成19年度(行情)答申第495号(立太子礼成年式関係会議要録の一部開示決定に関する件)

「不開示部分には、皇室に関わる施策についての非公務員の質問及び回答が記載されており、その内容にかんがみれば、当該非公務員にとっては、この質疑は非公表を前提として行われたものであると解されるところ、これらを開示した場合、今後宮内庁において開催する本件会議(注:立太子礼成年式関係会議)と同種の会議が円滑に行われなくなるなど、宮内庁の皇室にかかわる施策の実施に必要な関係者の理解と協力が得られなくなることにより、宮内庁の当該施策に不可欠な情報が得られなくなり、宮内庁の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。」

(例3) 平成14年度(行情)答申第457号(平成14年2月28日に実施された公的  
弁護制度検討会の内容を記録した録音テープの不開示決定に関する件)

平成14年2月28日に行われた司法制度改革推進本部公的弁護制度検討会(第1回)  
の様子を記録した録音テープのうち、議事の公開・非公開についての協議の部分につ  
いて、当該協議は、これから議論される内容をどのように外部に伝達するかという、  
いわば会議の前に行われる土台のルールづくりとして行われたものであり、報道機関  
の傍聴を伴わずに行われたものであるとともに、議事録においても協議の内容は明ら  
かにされていないものである、また、音声から当該部分の発言者を特定することが可  
能なものであり、このような発言の内容までも慣行として公にされ又は公にすること  
が予定されている情報に当たるとは言えないとして、事務局の職員の発言の部分を除  
く部分については、法5条1号の不開示情報に該当するとしたもの。

・一般私人であり、個人識別性があっても開示された例にはどのようなものがあるか。

(回答)

該当する答申としては以下のようなものがある。

(例1) 平成15年度(行情)答申第324号(国内希少野生動植物種捕獲等許可申請書等の一部開示決定に関する件)

「本件の場合、静岡県からの委託を受け、静岡空港建設に関しオオタカの保護対策等を検討するという公的な性格を持つ委員会の事務の一環として捕獲の許可を得たものであると考えられることから、本件捕獲等許可は公益的な性格が強いものであると認められる。よって、静岡空港オオタカ保護対策検討委員会に委員として参加した申請者・被許可者(以下「委員会に参加した申請者・被許可者」という。)の氏名は法5条1号ただし書イの「慣行として公にすることが予定されている」情報に該当すると認めるのが相当である。委員会に参加した申請者・被許可者は、平成8年12月及び平成9年12月付けの許可申請書中職業欄に建築士と記入されている者であることが認められ、その申請者・被許可者の氏名は、開示すべきである。

また、当審査会において、本件対象文書を見分し、調査したところ、委員会に参加した申請者・被許可者の住所及び電話番号は、オオタカの研究団体の活動の拠点である事務所の住所及び電話番号が記載されていることが認められる。このような事務所の住所及び電話番号は、法5条1号ただし書イの情報として慣行として公にされている情報に該当するものであり、開示すべきである。」

(例2) 平成16年度(行情)答申第33号(「特定個人の身柄拘束事件を巡る来往電計12件」の不開示決定に関する件)

「当該依頼文書及び本件要請書の本文部分には、特定個人が外務大臣に対して本件要請書を提出したということ及び特定個人の当該身柄拘束事案に係る要請内容が記載されており、これらは一体のものと認められる。

このような記載内容については、本件要請書と同旨のものが、平成14年からインターネット上の異議申立人のウェブサイトに掲載され、また、同時期に、特定の雑誌に、本件要請書が提出された経緯についての簡潔な説明及び特定個人の氏名とともに掲載されていることから、既に、明らかにされており、かつ、何人も知り得る状態にあるものと認められる。

さらに、異議申立人は、当審査会に提出した意見書において、本件要請書が公開することを前提として書かれたものである旨明らかにしている。

以上のことを考慮すると、当該依頼文書及び本件要請書の本文部分に記載された

内容及び氏名は、既に、公にされているものと考えられるので、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当せず、開示すべきであるものと認められる。」

(例3) 平成17年度(行情)答申第596号(特定時期の叙勲受章者名簿の一部開示決定に関する件)

「功労概要や主要経歴を公表しているのと同様に、顕彰をするにふさわしい時期であることを明らかにするために受章年齢を公表することは考えられるところであり、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。

したがって、受章者の年齢は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。」

「受章者の性別については、受章者の氏名が公にされるものであることから、一般的には、その氏名から、当該個人の性別は容易に推察されるところであり、また、受章者の性別は、受章者個々の生涯にわたる功績を広く国民に知らしめるという叙勲制度の趣旨にかんがみれば、殊更秘匿すべき情報であるとは解されない。

したがって、受章者の性別は、法5条1号ただし書イの慣行として公にすることが予定されている情報として、開示すべきである。」

・個人が特定されなくても権利が侵害されるおそれがあるとして不開示を妥当とする答申にはどのようなものがあるか。

(回答)

行政機関情報公開法に係る答申のうち、対象文書に法5条1号本文後段に規定する不開示情報が記録されていると認められたものとしては、以下のようなものがある。

(例1) 平成19年度(行情)答申第544号(「潜水艦用高張力鋼の溶接性及び工作性の研究」の一部開示決定に関する件)

「本件開示請求の経緯に照らせば、特定執筆者の氏名及び所属を開示した場合、単に、職務として本件対象文書を執筆した者の氏名及び所属が明らかになるだけではなく、当該者が、潜水艦に関する資料を在職中に職場から持ち出したとされる件で警察から取調べを受け、書類送検されたことまで明らかになるところ、そのように書類送検等されたことは、当該公務員個人に分任された職務遂行に係る情報とは言えないから、その氏名について、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき法5条1号ただし書イに該当すると言うことはできず、また、所属についても、同号ただし書ハに該当すると認める余地はない。

また、共同執筆者の氏名及び所属を開示した場合、本件対象文書の記載内容が限られた専門分野の研究に関するものであり、当該研究にかかわった共同執筆者がわずか2名にすぎなかったことにかんがみれば、本件対象文書を閲覧することができる特定執筆者の同僚や関係者等の一定範囲の者にとっては、特定執筆者を特定する重要な手掛かりとなる可能性が高いと考えられ、本件においては、共同執筆者の氏名等を開示することにより、特定執筆者の権利利益が害される結果を招くおそれが高いと認められる。したがって、当該部分は、特定執筆者に係る法5条1号本文後段の情報に該当する。

その他、本件に係る不開示部分について、同号ただし書に該当することをうかがわせる事情は認められず、また、特定執筆者の氏名及び所属は、一体として特定の個人を識別することができる部分であり、共同執筆者の氏名及び所属は、上記のとおり特定執筆者に係る法5条1号本文後段に該当する情報であるから、いずれも法6条2号に基づく部分開示の対象外であり、不開示とすることが相当である。」

(例2) 平成19年度(行情)答申第413号(人口動態調査特別集計結果の一部開示決定に関する件)

「本件不開示部分(注:市区町村別及び性別の中皮腫死亡数)が公にされた場合、近隣住民等に死亡した個人を特定されるおそれがあるかどうかについて検討すると、一般的に、中皮腫は、胸痛や呼吸困難などの症状を伴い、発症後1年ないし2

年程度で死亡することが多いなどの特徴を有するとされており、その症状の外見が一部の慢性の呼吸器疾患等と区別が付きにくいことを考慮しても、中皮腫が疑われる症状により死亡する者は、死亡者全体のごく一部に限定されているものと考えられる。このため、特定の死亡者について胸痛が続いていたことや、その発症時期など、死亡者の病状の概略を知っている近隣住民、職場の関係者等であれば、特定年に特定の市区町村において中皮腫による死亡者が存在するという情報が公にされた場合、中皮腫による死亡者が誰であるかを推認することは、特に死亡総数が少ない市区町村において、相当程度可能であると考えられる。

また、中皮腫の発症については石綿との強い因果関係を指摘されているところ、下記3(5)のとおり「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」が公表されていることを考慮すれば、死亡者の病状に加え、死亡者の生前の勤務先事業場名等の情報と照合することにより、同一市区町村内の死亡者全体の中から中皮腫による死亡者が特定されるおそれがあると考えられる。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、中皮腫による死亡者の総数が少ないこともあって、中皮腫による死亡者が存在する市区町村は、全国の市区町村のうちごく一部に限定され、市区町村ごとの中皮腫死亡数も、1人又は2人といった少数の事例が数多く認められる。

また、当審査会において諮問庁から資料の提示を受け、確認したところ、中皮腫による死亡者が1名以上存在する市区町村の一部において、当該市区町村における死亡者の男女別総数が十数名にとどまるため、死亡者の病状、勤務先事業場等の情報と照合することにより、中皮腫による死亡者が特定される例があり得ると認められる。

このため、本件不開示部分を公にすると、死亡者の近隣住民その他死亡者の関係者には、同一市区町村における死亡者の中から中皮腫による死亡者が特定され、特定の個人が中皮腫にり患していたという通常人に知られたくない情報を知られることとなり、当該個人の権利利益が害されるおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、下記(2)に掲げる部分を除き、法5条1号本文後段に該当すると認められる。(以下略)

- 情報公開法6条に関連し、いわゆる独立一体の情報単位論に基づいて、5条1号以外の不開示情報該当を理由とする部分開示が認められた判決、答申の例（言い換えれば、6条2項は個人情報についてのみ手当しているとの主張が認められた例）

（回答）

独立一体的情報説に言及した答申としては、以下のものがあり、いずれも、諮問庁による独立一体的情報説に立った主張を採用せず、不開示情報該当性の判断を行い、不開示部分の一部について開示すべきであるとした。

（例1）平成14年度（行情）答申第123号（原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件）

「諮問庁は、法5条各号の不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を対象として不開示情報該当性を判断すべきであり、これを更に細分化して裁量により開示を行ったものについて、これ以上細分化することは法の予定していないところである旨主張しているので、この点について、検討する。

情報とは、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを有していると考えられる。また、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合が多い。（中略）不開示情報についても、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示するとする法の定める開示請求権制度の趣旨に照らし、開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当である。

特定の個人を識別することができる情報については、法6条2項により、個人識別性のある部分以外の部分について、公にしても当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を開示すべきとし、不開示情報を更に細分化して開示することされているが、その他の不開示情報については、不開示情報を更に細分化して開示するという規定は設けられていない。これは、特定の個人を識別することができる情報については、その全体を一律に不開示とすると個人の権利利益の保護の必要性を越えて不開示の範囲が広くなりすぎるおそれがあること、及びその他の不開示情報にあっては、重層的な捉え方が可能な情報に対して一定の利益を保護するために開示することが適当でないと認められるひとまとまり、すなわち、法5条各号の不開示事由とされている「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲で捉えれば、不開示の範囲が不必要に広くなりすぎるおそれがないことによる。

したがって、不開示情報該当性判断の前提として、独立した一体的な情報を単位に捉えるとしても、特定の個人を識別することができる情報以外の不開示情報にあっては、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものである。

本件については、以上の考え方により、本件対象文書に記載されている情報につい

て、不開示情報該当性を判断したものである。」

(例2) 平成15年度(行情)答申第378号(在米国大使館における渡切費・政府開発援助渡切費出納簿(平成12年2月及び3月)の一部開示決定に関する件)

「諮問庁は、一つ一つの支出の情報は独立した一体的なものであるとして摘要欄から備考欄までの行を一括して不開示とすべき旨主張するが、不開示情報の範囲は、不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲に限られると解されることから、諮問庁の主張は採用できず、館用車に関する事項が記載されている摘要欄から備考欄までの行全体を不開示とすることは、適当でない(平成14年度答申第123号(平成13年諮問第142号)参照。)。」

## 2 審査手続関連

### ○ 当事者意見陳述の実施状況とその推移

(回答)

不服申立人からの口頭意見陳述の聴取実績は、以下のとおりである（当該年度の答申のうち、不服申立人から口頭意見陳述を聴取した件数である。）。

平成13年度	49件
平成14年度	112件
平成15年度	72件
平成16年度	63件
平成17年度	10件
平成18年度	1件
平成19年度	8件
平成20年度	3件
平成21年度	2件

○ 指名委員による口頭意見陳述とするか部会による口頭意見陳述とするかの基準、考え方。近年、地方での口頭意見陳述が実施されていない理由。

(回答)

情報公開・個人情報保護審査会設置法 10 条 1 項は、「審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定し、同法 12 条は、「審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、(中略) 第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。」と規定している。

これは、不服申立人等の口頭意見陳述は、本来、事件の調査審議を担当する部会に対して行われるものであるが、部会の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を部会に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

また、口頭意見陳述の実施の要否については、地方での実施も含め、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

なお、地方での不服申立人からの口頭意見陳述聴取については、以下のような実施実績となっている。

平成 13 年度	1 回 (5 件の諮問事件について実施)
平成 14 年度	4 回 (13 件の諮問事件について実施)
平成 15 年度	2 回 (4 件の諮問事件について実施)
平成 16 年度	2 回 (4 件の諮問事件について実施)
平成 17 年度	0 回
平成 18 年度	0 回
平成 19 年度	0 回
平成 20 年度	0 回
平成 21 年度	0 回

○ 不存在による不開示決定に対する不服申立案件につき、審査会が当該行政機関に立ち入り、行政文書の存否を調査する事例の件数、全体に占める割合（過去のデータ含め）。その具体的な調査内容。

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、審査会の調査権限として、「・・・審査会は、不服申立てに係る事件に関し、・・・その他必要な調査をすることができる。」と規定している。これに基づき、行政文書の存否について調査を行った答申としては以下のようなものがある。

（例1）平成21年度（行情）答申第522号（中央労働基準監督署の発議文書台帳（昭和58年度）の不開示決定（不存在）に関する件）

「今回、当審査会において、事務局職員をして中央労働基準監督署の書庫及び事務室内における文書保管状況を直接点検させたところ、平成12年度以降の発議文書台帳は各年度分保存されていることが確認できたが、同11年度以前の発議文書台帳の存在が確認できず、また、中央労働基準監督署職員が書庫等を再度探索したものの、本件対象文書を発見することはできなかったとのことである。

また、当審査会において事務局職員に確認させたところによれば、中央労働基準監督署は、本件開示請求に係る昭和58年度から平成20年9月までの間、・・・4回にわたって庁舎移転しているとのことであって、本件対象文書は、中央労働基準監督署において過去保有されていたとしても、本件開示請求時点より前のいずれかの時期に、何らかの理由で廃棄又は紛失されたものと推測するほかはない。

したがって、諮問庁説明を首肯することはできないものの、中央労働基準監督署において本件対象文書の存在は確認できず、また、中央労働基準監督署の昭和58年度発議文書台帳の写しを東京労働局又は同局管内の他の労働基準監督署が保有していると推認される事情も認められないことから、本件対象文書が不存在であることは認めざるを得ない。」

（例2）平成21年度（行情）答申第198号ないし同第200号（なぜ外務省主張の「先ず停戦に関する文書の成立」にならなかったのか、その後の国内調整及びマ司令部との交渉経緯を記した文書の不開示決定（不存在）に関する件 外2件）

「諮問庁は、処分庁が外務省の行政文書ファイル管理簿において検索を行い、異議申立人が存在を主張している本件対象文書が含まれている可能性がある」と推測できる行政文書ファイルとして、旧条約局（現国際法局）が保有するポツダム宣言の受諾に関する行政文書ファイルにて当該文書の検索を行ったが、本件対象文書を保有しているとは認められなかった旨説明する。」

「上記諮問庁の説明を踏まえ、当審査会事務局職員をして、処分庁が検索を行った

国際法局が保有するポツダム宣言受諾等に関する約60件の行政文書ファイルを確認させたところ、いずれの行政文書ファイルにも本件対象文書が編てつされているとは認められなかったとのことであり、処分庁におけるこのような本件対象文書の探索が必ずしも不十分であったとまでは認められない。」

(例3) 平成14年度(行情) 答申 第196号から第229号まで(特定の公正取引委員会委員の就任理由等に関する文書の不開示決定(不存在)に関する件 ほか33件)

「・・・今回、当審査会が事務局職員をして諮問庁の執務室及び倉庫に所在している関係ファイルを点検させたところ、不存在とされている該当委員の任免関係ファイル等は存在しなかったが、本件開示請求の対象である特定委員のうち数名について、「公正取引委員会委員任命につき両議院の同意を求める件」と題する文書の存在が認められた。さらに、諮問庁においてこの文書の探索を行ったところ、合計で16件の文書の存在が確認された。」

「審査請求人は、特定の委員が就任した理由及びその経緯に関する文書を開示請求しているところ、特定の委員の任命に関する当該文書も、本件対象文書に含まれるとするのが妥当と認められるものである。したがって、本件対象文書につき、審査請求人の開示請求の対象である特定の委員に係る平成14年諮問第224号、第227号、第231号から第234号まで、第237号、第239号、第240号、第246号から第249号まで及び第252号から第254号までの計16件については、当該文書が開示請求の対象に含まれるものとして改めて決定すべきである。

なお、残余の諮問に係る文書については、本来永年保存であるが、文書の存在が確認できないことから、不存在であることは認めざるを得ず、文書不存在により不開示等とした諮問庁の決定は妥当である。」

(例4) 平成13年度(行情) 答申 第145号(水俣病認定検討会の議事録等の不開示決定(不存在)に関する件)

「当審査会が事務局職員をして特殊疾病対策室の書庫等における関係行政文書の存否等について確認させた結果の報告によれば、既に開示された前記の文書が含まれた文書つづり及び昭和52年環境保健部長通知の決裁文書が含まれた文書つづり以外には、水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりは保存されていなかった。」

しかしながら、同室の書庫には、「水俣病に係る打合せ会議(1)」と題する文書つづりが1冊保存されており、これは水俣病認定検討会に直接かかわる文書つづりではないが、昭和52年6月15日に開かれた水俣病対策に係る打合せ会の議事次第、配付資料等がとじられており、この中に「資料5 水俣病認定検討会眼科小委員会報告」の標題が記された資料(B4判で4枚)の存在が認められた。(以下略)」

○ ヴォーン・インデックスの実施状況（これに代る資料の提出を受ける事例がある場合には、そのサンプル、実施状況）、作成を求めた場合、要請から提出までに要する時間（平均）。

（回答）

審査会設置法9条3項に基づきヴォーン・インデックスの提出を受けた件数については、以下のとおりとなっている。

平成13年度	3件
平成14年度	24件
平成15年度	4件
平成16年度	3件
平成17年度	0件
平成18年度	0件
平成19年度	0件
平成20年度	0件
平成21年度	0件

○ インカメラ審理の実施状況と、これを実施した場合と実施しない場合とで、いわゆる逆転率の相違が生じているか。

(回答)

審査会では、対象文書が不存在である場合、存否応答拒否の妥当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合を除き、インカメラ審理を行った上で、諮問庁の開示・不開示の判断の適法性・妥当性を判断しているのが通常である。

### 3 審査会・事務局体制関連

○ 審査会委員の勤務状況、処遇（会長としての処遇を含む）は、類似する国会同意人事の委員会委員と比較してどうなっているか。

（回答）

常勤委員は週5日終日勤務し、以下の業務に従事している。

- ・週1回程度開催される部会の取りまとめ役（部会長）として調査審議を主催。
- ・部会における調査審議のための事前準備（その一環として、インカメラ文書を精査）
- ・諮問事件の調査審議事項の整理、部会資料の調製、答申案文の作成
- ・随時、指名委員として諮問庁の口頭説明の聴取を実施 など

常勤委員（会長を含む）の俸給月額が93.8万円、非常勤委員の日額は27,100円となっている。

○ 事務局体制の現状はどうなっているか。その強化策はあるか。(定員、職員に必要とされる能力とその充実、人選等)

(回答)

平成 22 年 4 月 1 日現在で、事務局の定員は 15 名であり、各省からの併任者を加えた実員は 32 名である。このうち、実際に担当として事案を受け持つこととなる者は 27 名であり、具体的には、審査官(課長クラス) 5 名及び審査専門官等 22 名となっている。

審査会の運営を適切に補佐するために、調査審議の充実に向けた審理方法の工夫などに引き続き努めるほか、事務局体制の更なる強化が課題となるものと考えている。

○ 審査会の実情

・事務局の具体的な役割。

(回答)

対象文書の行政文書該当性及び記載情報の不開示情報該当性並びに手続保障の観点からの適法性などの法的判断、対象文書の存否などの事実判断は委員が行い、事務局職員は、部会の包括的な指示、事前準備段階における部会長の指示及び部会審議における各委員の指示を受け、対象文書の性質及び作成経緯などの背景事情の整理、不開示情報とその不開示理由の分類・整理、不服申立人及び諮問庁の主張を踏まえた上での論点となる事項の整理、資料の入手・整理等を行い、部会資料の素案を作成している。

・非常勤委員の活動状況、常勤委員との實際上果たす役割の相違。

(回答)

当審査会は、行政機関の長や独立行政法人等から毎年多数の新規諮問を受けているところである（平成21年度は809件）。

このような多数の事件を公正・迅速に処理するには、憲法・行政法などの実体法、行政手続法などの手続法及び行政実務などについての識見を有する者が、対象文書を見分した上で、事務局を指揮して論点整理を行うなど、部会における調査審議のための事前準備を行い、部会での調査審議を重ねた結論に基づき答申案文の作成等を行うこととすることにより、効率的かつ充実した調査審議とすることが不可欠であり、部会の都度集まる非常勤委員のみで対応すると、調査審議が深まらず、かつ非効率なものとなる。

このため、こうした業務に専従する者として、常勤委員が置かれている。

一方、非常勤委員は、部会開催前にあらかじめ送付される部会資料を事前に検討した上で、毎週1回程度開催される部会に出席し、その有する識見を活かしつつ、対象文書を見分し、口頭説明を聴取するなど、各事件の調査審議にその都度参加している。

なお、各部会においては、1回当たり数時間にわたり、委員の間で極めて活発な審議が行われている（平成21年度においては、各部会それぞれで年間約30回、5つの部会の合計で約160回、部会が開催された。）。

・事務局作成原案の、委員会における修正の状況。

(回答)

上記のような委員と事務局職員との役割分担の下、部会の包括的な指示などに基づ

き事務局職員が部会資料の素案を作成し、部会長がこれをくまなく点検した上で部会に諮り、部会での調査審議を踏まえて、さらに修正が加えられることとなる。こうした調査審議を重ねた上で出された部会での結論に基づき、部会長において、答申案文を作成しているところであり、さらに部会での議論の結果答申案文が修正されることも多々ある。

・ 答申作成に際して、関係省庁との接触・やりとりはどの程度行われているか。

(回答)

各部会での審議に当たっては、諮問庁から提出された理由説明書を不服申立人に送付し、当該不服申立人に、これに対する意見書の提出を求めており、こうした関係当事者から提出される意見書等も踏まえて調査審議を行うことにより、その中立性・公正性を担保している。

各部会での審議の過程で、事案に応じた方法で諮問庁と連絡をとる場合もあるが、こうしたやり取りについては、審査会事務局職員による諮問庁への確認、諮問庁から補充理由説明書を収受あるいは諮問庁の職員からの口頭説明の聴取といった形で答申上明らかにしている。

- 審査会の常勤委員について、3名体制時（情報公開審査会）と5名体制時（情報公開・個人情報保護審査会）における、それぞれの常勤委員の前職について。又、常勤委員について民間人から選任した例はあるか。民間人から選任した例がないとすれば、その理由。

（回答）

常勤委員の前職については別紙のとおりであり、民間人から常勤委員に選任された例はない。

常勤委員については、事務局職員を指示、指導しつつ、上記のような業務に従事する必要があることから、他の職務に従事しながらではその任務を全うすることは極めて困難である。このため、「在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。」と規定され、原則として兼業が禁止されている（情報公開・個人情報保護審査会設置法4条10項）。

なお、非常勤委員としては、大学教授、弁護士、公認会計士といった民間人から委員が選任されているところである。

(別紙) 常勤委員の前職について

(3名体制時) (H13. 4. 1~H14. 9. 30)

清水 湛 元広島高等裁判所長官  
吉村 徳則 元名古屋高等検察庁検事長  
藤井 龍子 元労働省女性局長

(4名体制時) (H14. 10. 1~H16. 3. 31)

(上記3名のほか)

新村 正人 元東京高等裁判所判事部総括

H16. 4. 1~

矢崎 秀一 元東京高等裁判所判事部総括  
寶金 敏明 元最高検察庁検事  
大熊 まさよ 元公正取引委員会首席審判官  
新村 正人 元東京高等裁判所判事部総括

(5名体制時) (H17. 4. 1~)

(上記4名のほか)

上村 直子 元人事院任用局長

H17. 10. 1~

矢崎 秀一 元東京高等裁判所判事部総括  
寶金 敏明 元最高検察庁検事  
大熊 まさよ 元公正取引委員会首席審判官  
鬼頭 季郎 元東京高等裁判所判事部総括  
上村 直子 元人事院任用局長

H19. 4. 1~

大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括  
寶金 敏明 元最高検察庁検事  
名取 はにわ 元内閣府男女共同参画局長  
鬼頭 季郎 元東京高等裁判所判事部総括  
上村 直子 元人事院任用局長

H20. 4. 1~

大喜多 啓光 元東京高等裁判所判事部総括

寶金 敏明	元最高検察庁検事
名取 はにわ	元内閣府男女共同参画局長
鬼頭 季郎	元東京高等裁判所判事部総括
藤宗 和香	元最高検察庁検事

H20. 10. 1～

大喜多 啓光	元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明	元最高検察庁検事
名取 はにわ	元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭	元東京高等裁判所判事部総括
藤宗 和香	元最高検察庁検事

H20. 11. 3～

大喜多 啓光	元東京高等裁判所判事部総括
寶金 敏明	元最高検察庁検事
名取 はにわ	元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭	元東京高等裁判所判事部総括
戸澤 和彦	元最高検察庁検事

H22. 4. 1～

小林 克巳	元東京高等裁判所判事部総括
遠藤 みどり	元東京高等検察庁検事
名取 はにわ	元内閣府男女共同参画局長
西田 美昭	元東京高等裁判所判事部総括
戸澤 和彦	元最高検察庁検事

○ 審査会事務局について、いわゆる任期付公務員を採用した例はあるか。ないとするれば、その理由

(回答)

審査会事務局について、任期付公務員を採用した例はない。

任期付公務員制度は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて採用し、民間の人材を活用しようとするものであるが、事務局職員に求められる能力は、個々の諮問事件に関係する行政の組織、関係法令及びその運用の実態に係る素養等であり、民間の人材の活用という趣旨にはなじまないことに加え、同制度の活用の際には、定員上・予算上の制約があること、などが、その理由として考えられる。

○ 案件担当の事務方の人選（どの案件を、どの省庁出身者が担当するか。その理由）

（回答）

事務局は、部会審議等における各委員の指示を受け、資料の入手・整理等を行っている。このような作業は、当該事件の分野ごとにその背景となっている法制度・運営の実態・専門用語等の基礎知識がなければ、一から勉強・解析等を行わなければならず、膨大な手間と時間を要する。

他方、毎年多数の新規諮問を受けている中で、審査会としては、事件を公正・迅速に処理することが必要である。

このため、事務局には、諮問件数が多い府省を中心に職員を受け入れ、その専門知識を活用している。

#### 4 その他

- 審査等を通じて法運用、法律の規定内容に関してどのような問題点が把握されているか。その改善はどのように行われているか。(附言の実現状況、総務省との連携等を含む)

(回答)

答申における付言としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言、文書管理に関する付言、開示の実施手続に関する付言、文書の特定に関する付言、補正手続に関する付言、開示決定時の理由の提示に関する付言、情報提供に関する付言などの例がある。

また、各付言については、答申を受けた諮問庁において、適切に対処されているものとする。

- 審査の充実・迅速化、審査等を通じて把握された問題点の改善に資するための審査会の権限の強化策について、どう考えるか（調査権、中間答申あるいは審査途中での処分の見直しの指示、提言・勧告権等）

（回答）

情報公開・個人情報保護審査会設置法9条4項は、「・・・審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定している。

また、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項は、「総会又は部会は、諮問事項の一部を分離することができる場合において、当該部分を分離して判断を示すことが調査審議手続の適正かつ効率的な運用に資するものと認めるときは、最終の答申をする前に、当該部分につき答申をすることができる。（以下略）」と規定し、中間答申について定めている。

さらに、調査審議の過程において、諮問庁（又は処分庁）における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切であると認められる場合には、答申において、事案に応じた付言を行っているところである。

審査会としては、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、上記のような権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。

(参考) 6月23日 回答

## 中島氏からの御質問に対する回答

平成22年6月23日

情報公開・個人情報保護審査会事務局

- ① 情報公開法に基づく答申によるいわゆる「逆転率」（一部開示あるいは全部開示のいずれかを求めた答申の件数が答申全体の件数に占める割合）が、法施行から 9 年間にどう推移してきたか。
- ② 私が総務省 HP に掲載されている年次報告からはじいた数字では、最初の 3 年間（委員の任期で第 1 期）では 40% 前後に達していたが、第 2 期、第 3 期と移るにしたがっておおむね目立った下降線をたどってきているが、その通りか。

（回答）

行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成 21 年度までの答申のうち、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移は、以下のとおりである。

(%)

年度	行政機関	独立行政法人等	計
平成 13	40.1	—	40.1
14	41.9	—	41.9
15	37.4	46.7	37.9
16	29.5	38.8	30.1
17	26.5	43.7	28.2
18	19.5	30.6	20.7
19	11.9	16.7	12.7
20	20.1	17.4	19.8
21	28.1	29.6	28.2

③ 下降線をたどった傾向をおおむね認めるなら、それを審査会としてはどう受け止め、原因や背景をどのように分析しているか。

(回答)

1. 当審査会は、行政機関の長等からの諮問に応じ、処分庁によって不開示とされた部分についての不開示情報該当性のほか、行政文書の不存在、行政文書の存否応答拒否、文書の特定、行政文書該当性等について、個々の事案に即して判断を行っているところであり、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、一概にその原因や背景を申し上げることは困難であるが、基本的には、審査会の答申事例が多数蓄積され、行政機関の長等が、同種の文書あるいは同種の情報について、先例となる答申の考え方を踏まえて開示決定等を行うようになってきたことが主な要因として挙げられると考えている。

2. なお、近年においては、以下のような特徴がみられ、これらによる影響もあるのではないかと考えている。

ア 全く同一の文書について開示請求が繰り返し行われ、その都度不服申立てが行われる例がみられる。(主として行政機関)

イ このほか、平成 19 年度及び同 20 年度については、次のような事案についての不服申立てが多数行われており、当該事件については、いずれも諮問庁の判断を覆す事情を見い出すことが極めて困難であった。

i) 手数料未納及び文書不特定の事案であり、開示請求者が補正に応じないため、形式上の不備により不開示とならざるを得ない。(主として行政機関)

ii) 大学入学試験の受験生の答案用紙全部の開示を求める事案であり、不開示妥当とされた。(独立行政法人等)

3. ちなみに、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法に係る平成 21 年度までの答申のうち、「諮問庁の判断は妥当でないとしたもの」及び「諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの」の割合の推移について、上記 2. で述べた特徴による影響を除くと、以下のとおりである。

(%)

年度	行政機関	独立行政法人等	計
平成 13	40.1	—	40.1
14	41.8	—	41.8
15	37.9	46.7	38.4
16	30.0	38.8	30.6
17	29.2	44.3	30.8
18	23.3	30.6	24.2
19	18.3	21.3	18.9
20	26.3	34.9	27.1
21	31.1	32.7	31.2

④ 19日の第2回会合で配布された「回答」には、時期的にこれと符合するかのよう、口頭意見陳述の回数も第2期、第3期は目立って減っている。このことと何らかの関連はないか。

(回答)

口頭意見陳述の実施の要否については、各事件ごとの性質、内容等に応じ、事件の迅速な解決や審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点等も踏まえ、各部会において判断されているところである。

⑤ これらの点に関して、審査会として運営のあり方に改善の余地があると考えてはいないか。考えているとすれば、それは具体的にどのようなものか。

(回答)

当審査会は、毎年多数の新規諮問を受けている中で、事件を公正・迅速に処理することが求められている。

こうした要請に応えつつ、国民の権利利益の迅速な救済を図るべく、審査会としては、設置法に規定された調査権限や制度の枠組みを最大限に活用しつつ、引き続き着実にその任務を果たしていくことが肝要であると考えている。

別記様式第 12 号(第 23 条関係)(B)

起案月日	平成 22年 7月 2日	秘密区分等	極秘・秘・取扱注意
決裁終了月日	平成 年 月 日	秘密期間	
施行月日	平成 年 月 日	文書番号	
施行注意			
件名 行政透明化検討チームワーキング・グループ でのヒアリング用配付資料について			
上記のことについて別紙のとおり <sup>内閣府へ</sup> <del>送付</del> してよろしいか伺います。 <del>送付</del> します。			
長官  次長  官房長  総括審議官  総務課長  理事官 課長補佐 参事官 局長 課長 理事官 課長補佐			
分類	大分類		原議保存期間 30・10・5・3・1・1未
	中分類		保存期間満了日 平成 年 月 日
	小分類		延長後満了日 平成 年 月 日
ファイル名		保存上注意事項	
公開処理	<input checked="" type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示	不開示理由	1・2・3・4・5・6号
備考欄	起案者 総務 課 係 桐原室長  (番)		
	1/2 18:50 内閣府メール送付		

情報公開法改正案の問題点

主な法改正事項

問題点

開示決定等の期限・特例（現行法10, 11条）

- ・開示決定期間を30日から14日以内に短縮
- ・特例延長では、通常延長(80日)期間中に相当部分を開示後、さらに60日以内に残りの文書の決定をしなければならぬこととする

14日の開示決定期間では対応できないケースも多い。(土日祝日を除き14日以内となって同じ)。  
 ・大量請求の場合、約170日(約20日+30日+120日)でも作業が終わらない場合がある。

国及び公共の安全等の情報（現行法5条3, 4号）  
 不開示要件から、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」を削除

国の安全や公共の安全を守ることは、国民全体の基本的な利益を擁護するため、政府に課せられた重要な責務であり、これらの利益を保護するため、関係情報の保全に特別な配慮が求められる。米国等においても国家安全情報・公共安全情報は、他の不開示情報とは異なる取扱いがされている。  
 ・開示によって公共の安全と治安の維持に支障を及ぼすか否かの判断には、犯罪の実態等に関する知識・経験等が不可欠であることから、警察行政機関でなければ的確な判断は困難である。

不開示情報の内容を明らかにしないで、当該情報が公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあることを具体的に立証することが困難である。

審理の特例（新設）

情報公開訴訟にインカメラ審理（裁判所が開示情報を見て判断する）を導入

インカメラ審理のため、公安情報等の高度な機密情報を裁判所に持ち込むことになるため、情報保全のための規定の整備が不可欠である。  
 ・不開示情報の中には内容の理解が困難なものもあることから、行政機関側に直接、裁判官に対して説明する機会が与えられる必要がある。

個人に関する情報（現行法5条1号ハ）  
 公務員等の職及び職務遂行の内容に加え、公務員の氏名も原則開示

すべての警察職員の氏名が開示されると、職員やその家族が嫌がらせや報復されるおそれがあり、治安維持に重大な支障を及ぼしかねない。

法人等に関する情報（現行法5条2号）

法人等が不公表を条件に行政機関へ任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除

現在、企業や法人等から、公にしないとの条件で技術情報を始め様々な情報の提供を受けているが、規定がなくなると、企業や法人等からの情報が得られにくくなること懸念される。

開示請求等の手数料（現行法16条）

開示請求手数料を原則廃止するとともに、開示実施手数料を引き下げる

開示請求手数料の無料化等により、濫用的開示請求の増加が懸念される。